

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、1.町の子育て支援、応援について、2点目に加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設について、3点目にはコミュニティバスの運行導入についての3点について、町長及び関係各課長に対し、一問一答方式にて一般質問を致します。

まず最初に1.町の子育て支援、応援についてであります。

去る7月25日（火）より7月27日（木）の3日間、コロナ禍が5類移行に伴い緩和され、3年ぶりに今回は酷暑の中での建設産業民生常任委員会の議員視察研修で、先進地から多くの教訓を得ました。

そんな中で、熊本県氷川町の子育て支援についてであります。ここでは、令和5年9月から3歳児未満つまり、ゼロ歳から2歳児クラスの保育料を無償化します。氷川町では、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、国による3歳児以上の幼児教育・保育を無償化に加えて、町独自でゼロ歳から2歳児クラスの保育料を無償化することとあります。ただし、許可外保育施設と企業主導型保育施設は、ゼロ歳から2歳児クラスの保育料無償化の対象外となるそうであり。また、町独自の無償化は、国が実施している3歳児以上クラスの幼児教育、保育の無償化の基準を基にしているため、副食費は保護者負担となっております。なお、第3子以降や低所得者所帯などについては、これまでどおり副食費は免除されることでした。なお、副食費担当額と致しまして、令和5年度は毎月4,500円を徴収、徴収は、ゼロ歳から2歳児クラスは町が、3歳児クラス以上は、これまでどおり各保育所施設が行い、その他、通園送迎費や行事費などの諸費用は、各保育施設が徴収することとあります。また、熊本県では熊本市子育て応援タクシー認定事業を行っており、妊娠、出産、子育てに優しい環境づくりの一環として、妊娠に関する基礎知識、緊急搬送などの研修を受講したタクシー運転手がいる事業所を認定しており、利用を呼びかけていることとございました。そして、事業と致しましては、1点目には、この氷川町では、すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業でございます。これは、福祉課の担当となっております。これは、次世代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに子育てを支援し、少子高齢化社会に対応する活力のある社会を築き、併せて住民生活の安定を図る目的でやられております。

これは、第3子までが年間10万円、第4子までが年10万円、これに3年間ある訳でございます。そして第5子以降は年10万円5年間、このようになっております。

2点目には、物価高騰対策、子育て支援臨時給付金支援事業でございます。これも福祉課担当となっております。これは物価高騰による子育て世代の家計負担の急増対策として行っております。これは、オムツ、ミルク、お尻拭き、これは限定されておりますが、これには3万円のクーポン券を配布し、子育てに係る経済的負担を

軽減し、子育て支援及び少子化対策を図る目的でやられておりまして、対象は3歳未満となっております。

3点目には乳幼児対策事業でございます。これも福祉課の担当となっております。これは、町に設置されている認可外保育所に入所している乳幼児の健全な育成を図る。つまり、常時5人以上の保育の条件のところでございます。これは、ゼロ歳児が24万7,200円。1歳児から2歳児までが15万3,600円、3歳児が8万2,800円、4歳児以上が7万3,200円となっております。

4点目には、多子世帯、子育て支援事業でございます。同じく、福祉課担当となっております。これは、18歳未満の子ども3人以上がいる場合、第3子以降は、保育料が無料となっております。

5点目には、病児・病後児保育事業であります。これも福祉課担当となっております。これは、病児や病後児について、八代北部医療センター内の専用スペース「育む」において、看護師等が一時保育する。これは、平成31年4月から委託先として八代の北部医療センターが行っております。また、八代市、芦北町、氷川町が定住自立圏共生ビジョンの一環として、八代市内の3施設の利用に対する負担金、つまり市町均等割が0.2、利用者割は0.8でございます。

6点目には、結婚支援生活支援事業補助金でございます。これは、氷川町の地域振興課の担当となっております。これは婚姻に伴い、住宅の取得費、または住宅の賃借費用、引っ越し費用を対象に補助金を交付しているものでございます。これは、29歳以下が上限が60万円、39歳以下が上限が30万円となっております。以上のことから、子どもが出来たら、子育てしやすいまちに住みたい、子育てをしている家庭が子育ては楽しい、独自の取組で、町全体で子育て世代を手厚くサポート致しております。小さな町の利点を生かし、住民と行政がそれぞれの役割を果たし、安心して暮らす。幸せを実感できる氷川町の町が人を育て、人が町を育てる。夢が一緒に育つ幸せづくり、未来づくりについて、未来を一緒に育てる。また、子育てに最適、心豊かに暮らせる氷川町への移住、これらをモットーに大いに参考になり、我が多度津町でも子育て支援事業をさらに取り組み、発展させ、継承していくことが、これからの使命であり、次世代に対する責務であると考えます。安心して暮らしやすい町、町民に目が行き届く手厚い行政サービスをコンパクトなまちとして実現することが大切であります。

そこで、お尋ねを致します。第1点目は、現在の町の子育て支援事業にはどのようなものがあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の町の子育て支援事業には、どのようなものがあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町独自の子育て支援事業と致しまして、まず、医療費負担の軽減を図るため、

18歳までの子どもの医療費を無料にする乳幼児等医療費助成事業を行っており、本年4月1日からは、対象を高校卒業年齢までに拡充しております。

次に、保育所の待機児童対策と致しまして、保育士不足の解消を図るため、保育所が人材紹介会社から紹介された保育士を採用する場合に支払う手数料の一部を補助する保育士確保対策補助事業を行っております。

また、乳幼児の発達支援と致しまして、本町では法定健診とされていない5歳児健診を平成26年から実施しております。この事業は県内でも本町を含め3市4町しか実施しておらず、その中でも早い段階で取り組んだ事業であり、発達特性の気づきの場となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に2点目でございます。すこやか赤ちゃん出産祝い金の支給事業の取組など、氷川町の先進例である1番から6番までの子育て支援対策事業について、町はどう考えるのか。また、どう取り組み、取り入れていくのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の熊本県氷川町の子育て支援対策事業についてどう考えるのかについてのご質問のうち、すこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業、物価高騰対策子育て支援臨時給付金支援事業、乳幼児対策事業、多子世帯子育て支援事業及び病児病後児保育事業について答弁をさせていただきます。

まず1つ目の出産祝い金支給事業でございますが、本町では国の事業である出産子育て応援給付金事業は実施しておりますが、町独自の支給事業は実施しておりません。仮に氷川町と同内容で実施するとすれば、令和4年度の出生数などから試算致しますと年間約1,500万円必要となることから、現在のところ実施することは難しいと考えております。また、3つ目の認可外保育所に対する補助につきましても本町には当該施設がないため実施しておりません。次に、2つ目の物価高騰対策子育て支援臨時給付金支援支給事業は、国の令和5年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しているとお伺いしております。本町におきましても、この交付金を活用して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に町独自に1万円を上乗せし、低所得の世帯等へ給付しております。4つ目の18歳未満の子どもがいる場合の第3子以降の保育料無料化と5つ目の病児・病後児保育利用料に関する事業につきましては、既に本町においても実施しております。特に病児・病後児保育利用料につきましては、中讃定住自立圏共生ビジョンの取組と致しまして、丸亀市の施設を利用した場合、丸亀市民と同じ利用料になるよう差額を助成しております。また、第2子の3歳未満児及び第3子以降の就学前の児童が高松市を除く県内の病児・病後児保育施設を利用する場合、利用料は無料となりますので、氷川町よりも手厚い子育て支援事業が出来ていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の熊本県氷川町の子育て支援対策事業についてどう考えるのかについてのご質問のうち、結婚新生活支援事業補助金について答弁をさせていただきます。

本町では令和3年4月より国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図ることを目的に多度津町結婚新生活支援事業補助金制度を設けております。こちらの補助金制度は、議員のご質問にあります氷川町と同様に町内で結婚生活を送る夫婦に対し、婚姻を機に支払った住居費、引っ越し費用、住宅のリフォーム費用等の助成を行うもので、夫婦共に29歳以下の場合には60万円、39歳以下の場合には30万円を上限に補助を行っております。

その交付実績につきましては、令和3年度が5件で207万2,000円、令和4年度が7件で206万5,000円となっております。また、今年度につきましても継続して補助を行っており、令和5年8月末時点において2件で52万2,000円の交付決定を行っております。今後も当該補助事業につきましては、少子化対策支援事業の一環として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をしたいと思います。先ほど、この出産祝い金の支給事業では、多度津町では年間1,500万円が必要だということですが、町単独ではやっていないということでもあります。そういう意味におきまして、私は町単独でもこの1,500万円ではありますが、例えば補助の2分の1、これで750万円です。あるいは3分の1にしますと500万円。4分の1にしますと375万円でございます。このように、一遍に氷川町のモデルケースに合わすというんじゃなくて、多度津町として財政的な問題もありますが、このようにちょっとでも上乗せをし、若い人が多度津に住んで、やっぱり出産してよかったなあ、こういうことが必要だと思うんですから、これについて見解をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本町は氷川町と比べまして、出生数が昨年で108人、氷川町では50人に満たないと聞いておりますし、待機児童はゼロと伺っております。本町におきましては限られた予算の中で、氷川町にはない問題、待機児童対策でありますとか、その他の問題が山積しておりますので、そういうところに予算を使っている状況でございます。議員がおっしゃって頂いたように、今後予算を少しでもそういう事業に回せるようであれば、財政と相談しながら検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

よろしく申し上げます。それでは、3点目でございます。遅れた日本の子育て支

援で子どもへ不利益が生じ、国民の分断と対立を煽る岸田首相が自称する異次元の少子化対策について、世論調査では6割から7割の人が期待出来ない。これ改善するとは思えないと回答しておりますが、2転3転しており、結局、結論は年末まで先送りにしており、明らかなのは、医療、介護などへの歳出削減を行うことであることが、町としてはこのことについてどう考えているのか。そしてまた、国のメニューの1点目の児童手当、2点目の出産の経済的負担、3番目の育児負担、4番目の共働き・共子育て、5番目の高等教育費、これについての5項目の説明を求めますので、よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の国の異次元の少子化対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。国は、本年6月に発出された「こども未来戦略方針」の中で「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において実施する具体的な政策を掲げています。議員ご質問の国の5つのメニューについてご説明致します。まず、児童手当の拡充でございますが、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限の撤廃、高校生まで支給期間を延長、第3子以降の支給額を3万円に増額の3つを2024年度中に実施出来るよう検討することとなっております。

次に出産等の経済的負担の軽減につきましては、妊娠期からの切れ目ない支援と出産費用の負担軽減として出産・子育て応援給付金（10万円）の支給と出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引き上げとじていますが、これらは既に実施されております。さらに2026年度を目途に出産費用の保険適用の導入について検討することとなっております。

次に育児負担の軽減でございますが、妊娠期から出産・子育てまで多様なニーズに応じた支援に繋ぐ伴走型相談支援の継続的な実施や全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等が挙げられております。

次に共働き・共育ての推進につきましては、男性の育児休暇の取得促進や多様な働き方と子育ての両立支援として育児休業給付の給付率の引き上げ、また、育児休業を支える体制整備を行う企業に対する助成の拡充等の実施を目指しております。最後に高等教育費の負担軽減でございますが、教育費の負担が理由で結婚や出産を躊躇わせないようにすることを目的と致しまして貸与型奨学金の減額返還制度の拡充、授業料の減免制度や給付型奨学金の支援拡充及び授業料後払い制度の導入とし、2024年度から実施が予定されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

異次元の少子化対策メニューを先ほど説明を頂きました。第1点目の児童手当、これ3人子どもがいれば総額が最大1,100万円になる訳でございますが、しかし、1番上の子どもが高校を卒業した時点で子どもが2人所帯となり、現行と変わらな

い訳であります。1, 100万円を受け取れるのは、3つ子の家庭、双子と年子で3人の子どもがいる家庭、こういうケースのみでございます。また2点目の出産の経済的負担、これは財源が私たち75歳以上の高齢者の保険料の引上げをして、これに回すということでございます。そういうことでは、ちょっと問題があると思います。3点目には育児負担でございますが、この保育現場からは安全が確保され、子どもの発達を保証するものになるのかが懸念をされているところであります。そしてまた、都市部では受皿を確保出来ない。こういう現実があります。4番目に共働きと子育てでございますが、給付金の増額は28日間のみと限定をされております。高等教育費でございますが、これは325万円から400万円に上げられましたけれどもこの奨学金の返済総額は変わらない。そして、授業料は後払いが可能になる。こういう内容でございます。そういう意味におきまして、問題があるのではないかと思います。

次に加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設についてであります。誰でも年齢を重ねると耳が遠くなって、周囲の音が聞こえなくなります。聴覚は日常生活に関わる様々な認知機能と関係しており、難聴があると認知症の度合いが高い傾向で知られております。難聴があると周囲と会話しなくなって、生活が不活発になりがちで社会的孤立に陥り、それ自体が認知症のリスクとなっております。難聴が認知症の最大危険因子となっているとの国際的な研究成果が出ております。WHO（世界保健機関）基準の26デシベル以上を難聴とした場合、65歳から69歳で3割から4割、70代で4割から7割、80代以上では8割になるという数字になっておりますと、高齢者の難聴の実態があります。その上で、社会的な孤立などを解決するためにも補聴器の利用は、一番簡便な方法であります。補聴器の調整には半年かかる場合もあり、しっかり訓練しながら必要な聴力を確保して、コミュニケーションがとれるような補聴器購入の補助制度を考えて欲しいとの町内からの難聴者の要望が多数寄せられているところであります。認知症については、予防、早期発見が重要であり、認知症予防を目的に補聴器購入の補助は出来ないのかとの意見も寄せられております。外部に音源がないのに音を感じるのが、耳鳴りであります。日本人全体の約3%の人が耳鳴りを感じており、約300万人が全国で医療機関を受診していると推計をされております。耳鳴りは難聴がきっかけで発生を致しております。音は鼓膜を振動させ、耳の奥の蝸牛という器官で電気信号に変換され、その信号が脳に届き、音として認識をされます。ところが、加齢性難聴や突発性難聴などで蝸牛の働きが衰えると、ある音域の電気信号が少なくなります。すると脳はその音域の電気信号を元に戻そうと過度に興奮し、もともとは聞こえない位の小さな信号を増幅して聞き取ってしまう。それが耳鳴りとして聞こえ、非常に静かな空間では、多くの人が耳鳴りを体験するのも同じ理由であると言われております。治療方法は2つあり、1つは耳鳴りについてのカウンセリング、つまり説明で、聴覚検査や画

像検査で脳の病気などの心配がないことを確認します。2つ目は補聴器を使った治療、つまり、補聴器のリハビリでございます。これで難聴があつて不自由を感じている人が対象で希望する人に行われます。この補聴器リハビリは、3箇月程度の時間が必要だと言われております。治療には専門家のサポートが必要で「補聴器相談医」を公開しており、補聴器を購入する際にも専門医に相談した上で、認定補聴器技能者のいる専門店を選ぶことが大切であります。そこで、お尋ねを致します。第1点目には全国的に補聴器購入助成制度の創設をされておりますが、このような自治体が増えておりますが、県下では、補聴器の購入助成制度を創設している市町はどこかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の県下で補聴器助成制度を創設している市町についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県内において独自の補聴器助成制度を創設している市町はありませんが、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、障害福祉サービスの補装具費支給制度をご利用頂いております。この制度では、原則として費用の1割が自己負担となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、2点目でございます。町の健康診断で聴力検査を独自に実施すべきだと思いますが、このように実施をしているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の町の検診で聴力検査を独自に実施すべきだがしているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町が実施している検診のうち、聴力検査を含むものは、香川成人医学研究所において受検する人間ドックのみとなっております。定員は年間150名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。両耳に支給の制度にして欲しい。このような要望はありますが、いかがでしょうか。お尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の両耳支給の制度にして欲しいとの要望があるかどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては独自の補聴器助成制度は設けていないため、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となる補装具費支給制度についてお答え致します。補装具費の支給対象となる補聴器の個数は原則として1個ですが、職業上又は教育上の理由等で両耳とも補聴器を使用しなければ、耳の聞こえを補完できないと医師より意見書の提出があつた場合は対象としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。難聴者の町内の実態と実数は把握しているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の難聴者の町内の実態と実数は把握しているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

聞こえの程度には個人差があり、どの程度不便を感じている方を難聴者とするかの基準がないため、聴覚及び平衡機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方についてお答え致します。9月1日現在において手帳の交付を受けている方は61名で、うち52名の方が65歳以上の高齢者であるため、加齢による聴覚の低下により手帳交付の申請をする方が多い状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目をお尋ねします。言語聴覚士などによる相談制度を創設して、制度の拡充が必要だと思うが、どうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の言語聴覚士などによる相談制度の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では乳幼児とその保護者に対して言語聴覚士による「ことばの相談」を月1回開催しております。これは乳幼児健診時に発語の遅れが見られる子どもに対し訓練や指導を行うもので、聴覚に異常がある場合は、医療機関での精密検査を受けて頂いております。

高齢者や一般の方々を対象とした相談制度は実施しておりませんが、窓口等で聞こえづらさや補聴器購入について、ご相談があった場合は障害者手帳の取得や各種制度についてご説明しております。障害の認定基準に該当しない方につきましては、医療機関や補聴器販売業者の相談窓口をご利用頂いております。

因みに本町では補聴器販売業者が地域交流センターにおいて、2箇月に1回相談会を開催しており、既に購入された方のアフターフォローが中心ではございますが、これから補聴器をお考えの方から簡単な相談については受け付け、検査等が必要な場合は、店舗の利用をご案内されているそうです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6点目を質問致します。新型コロナウイルスの感染拡大によるリモートワークや遠隔授業が広がり、新しい生活様式になじむのに難しい聴覚障害者でオンラインでの会議や授業は聞こえることが前提での参加のハードルが高く、マスクで相手の口下が見え隠れる。簡単なコミュニケーションもとりにくい。当事者からの配慮を求める声が上がっており、見えない障害として起きておりますが、どう考え対処するのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員のリモートワークやオンライン会議にどう対処するかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

聴覚障害者に対する遠隔での意思疎通支援につきましては、令和3年度より香川県聴覚障害者福祉センターが、「ズームクラウドミーティング」を使用し、意思疎通を図る事業を行っております。この事業は、本町が実施する手話通訳者派遣事業に含まれるもので、事前に香川県聴覚障害者福祉センターへの利用登録と利用日以前に町への利用申請が必要になりますが、通信料以外の利用者負担なしで利用することが出来ます。利用に関する課題等につきましては、急な対応やセンターの夜間時間外での依頼は通訳者の調整が難しいなどが以前から挙げられておりますが、県内各市町及び香川県聴覚障害者協会と協議を現在も継続しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目をお尋ねを致します。補聴器購入費の助成金はどのようにするのか、そしてまた、対象者の年齢、助成額は購入費の何割か。また、上限額、これらを決めて予算化を検討すべきかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の補聴器購入費の助成金はどのようにするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器購入費に対する助成制度につきましては、現在、本町独自の助成制度はなく、介護保険における福祉用具貸与の対象に補聴器が含まれていないことから、障害福祉サービスの補装具費支給制度のみであり、対象者は聴覚障害で障害者手帳をお持ちの方は、年齢制限はございません。

この制度は補装具の種類ごとに基準額が定められており、所得に応じて減免はありますが、原則費用の1割が自己負担となっております。

現時点では、県内でも独自の助成制度を創設している市町はなく、本町でも新たな助成制度の創設は考えておりませんが、近隣市町の動向や先進事例を参考に助成の在り方について研究してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に8点目でございます。補助の拡大と致しまして、医療費控除の保険適用にならないのかどうかをお尋ねを致します。

税務課長（西山 政有紀）

尾崎議員の医療費控除の適用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器購入にかかった費用については、医療費控除を受けられることが厚生労働省と財務省によって承認されておりますが、医師による診療や治療などのために必要な

補聴器の購入費用が対象であり、医師の判断に基づく必要があります。

医療費控除の対象とする際には「補聴器適合に関する診療情報提供書」を医療機関にて記入してもらい、その診療情報提供書の写しと補聴器の領収書を基に申告を行うこととなります。

なお、購入に際し補助金等が出る場合は、助成された金額を差し引いて医療費控除の対象とすることになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に9点目でございます。汎用性が高い耳掛け型補聴器と個人の耳の形に合わせた耳穴型の補聴器がありますが、その他にも種類があるのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の耳掛け型補聴器と耳穴型補聴器の他にも種類があるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

補聴器の種類には、主には耳掛け型と耳穴型以外にポケット型があり、特殊なものではメガネ一体型や骨伝導型等があります。

ポケット型補聴器は、本体にイヤホンをコードで繋ぐもので、操作方法が簡単である一方、サイズが大きくコードが邪魔になる不便さもあるため、常時使用というより、会議の時やテレビを視聴する時など用途に合わせて使用されることが多い補聴器でございます。また、骨伝導型補聴器は、外耳や内耳の障害により補聴器の装着が難しい方が使用するもので、頭蓋骨を振動させることで音の信号を内耳から脳へ伝えるものでございます。

現在では補聴器メーカー各社から様々な種類の補聴器が発売されており、使い方や聞こえに合わせて自分にあった補聴器を選ぶことが大切でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上で補聴器の件について、是非この購入に際して、この助成制度を創設をして頂きたいと思っております。というのは、これから高齢化社会となっております。その意味におきまして、一人暮らしであるとか、お年寄りが1人ぼっちで社会から孤立をし、そしてその結果として認知症が増えると。こういう悪循環になっている訳でございます。そういう意味におきまして、是非、補助金制度を拡充し、そして購入助成制度を創設をし、そのことによって認知症の人数が増えるということは、これは医療費の町の財政負担が少なくなるということでございますので、是非実現をして欲しい。強く要望したいと思っております。

最後でございますが、コミュニティバスの運行・導入についてであります。去る7月25日（火）の鹿児島県指宿市の視察研修での指宿市のコミュニティバス、つまりイッシーバスと言っておりますが、これについて指宿市から説明を受けました。指

宿市の公共交通体系では、指宿市の人口が3万7,299人、我が多度津町は2万2,088人、面積が148.81平方km、多度津は24.39平方kmでございます。我が多度津町と比べますと人口が約1.7倍、面積は約6倍であり、陸上交通として1.鉄道2.路線バス、3.指宿市コミュニティバス、つまりイッシーバスでございます。それと4番目に指宿市の予約型乗り合いタクシー、つまり（あいタク）と呼ばれております。また、海上交通としての5.山川・根占航路、これはフェリー（なんきゅう）が就航しております。6点目には、鹿児島から種子島・屋久航路、高速船（トッピー）、この主要交通があるとのことでありました。中でも指宿市のコミュニティバス（イッシーバス）は、1.高齢者等への交通手段の確保、2.交通空白地域の解消、3.交通事故の減少、4.環境対策の推進、5.健康づくり、生きがいつくりの運行目的で、平成14年10月1日、指宿市において試験運行を開始され、令和2年4月には、大幅見直しによる新たな体系での運行開始がされました。今、4路線が2路線に変更されております。そして、週3回の運行。運賃は大人250円、小人130円、障害者手帳提示者は半額、運賃支払い方法は現金または、いわさきICカード、これはカードが11時から3時まで5%の割引となっております。そしてバスの回数券、これは額面3,000円でございますが、2,000円で販売をしております。つまり運賃が3割引ということでございます。これを市内14郵便局で販売しているそうでございます。因みに、指宿市民のみで、身分証明書、あるいは市外での乗降は出来ない、こういうことでございます。そして、鹿児島交通株式会社所有の小型バス、これは座席数が19、乗車定員が45名でございます。年間委託料は1,200万円、その他、指宿市予約型乗り合いタクシー（あいタク）は、イッシーバスの運行を廃止した地域の6路線、これは週3回、1日5便、週2回、1日6便の2地域がございます。これは運賃、大人は200円から500円。小人及び障害者手帳提示者は半額、そして現金払い、市内のタクシーが5事業者でございます。これ、セダン型のタクシーで年間委託料が285万5,730円、これに消費税でございます。つまり、313万1,270円となっております。このように公共交通に関する協議体は、1.指宿市地域公共交通活性化協議会、これは24名で構成されておりますし、2点目に広域的な協議会の地域公共交通法定協議会を目指しているそうでございます。そして、今後の在り方として1.乗務員や乗客の急速な減少化にあらゆるリソースの活用、2.新たな指宿市地域公共交通計画では、乗務員の確保策やスクールバス、病院の送迎車の活用など幅広く検討する。3点目に生活交通に加えて観光需要を満たす必要があり、生活交通との両立は永遠の課題とのことであったと報告を受けました。我が多度津町でも少子高齢化が急速に進みつつあり、運転免許証返納者の増加、買物難民、通院、通学、通勤のための交通手段の確保を目指し、公共交通の体系計画を1日も早く作成し、町民の交通権、移動権を保障するための検討を急がなければならないと指宿市のコミュニティバス。つまり、イッシーバス及び指宿市の予約型乗り合いタクシー（あいタ

ク)を大いに参考して、町の今後の公共交通の在り方について早急に検討すべきと考えます。

そこで、お尋ねを致します。第1点目に、今夏の猛暑が異常であり、平均気温は過去最高で1898年の統計開始以降となり、熱中症の重症化リスクが増し、医療が逼迫する可能性があり、今までの対策では不十分だと認識の必要性があります。そこで、今まで町内で熱中症で搬送された患者は何名で、月別・症状別では、どのようなであったのか。また、農作物・水産物の被害状況はどうであったのか。また、直近でのコロナ感染状況は、町内はどのようなかをお尋ねを致します。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の熱中症で搬送された患者は何名で、月別、症状別ではどのようなであったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度8月末日までの熱中症患者の搬送は39名であり、5月に1名、6月に7名、7月に19名、8月に12名でございました。症状別としては軽症が全体の54%、中等症が46%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の今年の異常な猛暑による農作物、水産物の被害状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農作物に関しましては、県農業経営課や香川県農業協同組合へ確認したところ、高い気温により微小害虫が平年よりも多い傾向にあるようですが、薬剤による防除で対応出来ていることから明確な被害は確認されていないようでございます。また、夏場の高温と多雨により、今後、水稻の紋枯病の発生がやや多くなる可能性があるとのことでございます。

水産物に関しましては、町内3漁業協同組合へ確認したところ、高温の環境下では漁獲した魚を生かしたまま運搬することが難しく、現地で締めてから運搬せざるを得ないことから、魚を締めるのに必要な手間暇がかかり、運搬に必要な氷等に余分な出費が発生し、さらに活魚よりも販売の単価が落ちるという点でも収入に打撃となっているようでございます。加えて、ここ数年は海水温の上昇により魚の生息状況にも変化が生じており、主要な漁獲対象であった魚種は漁獲量が減少し、一方で商品価値に乏しいアイゴ等のこれまではあまりいなかった魚種の数が増えているとの情報も寄せられております。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の直近の町内のコロナ感染状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、発生状況の集計方法が全数把握から定点把握に移行し、月曜日から日曜日までの7日間に届出のあった件数を県が翌週金曜日に発表しており、内訳についても市町ごとであったものが、保健所管内ごとに

変更されております。そのため、本町の感染者数は把握出来ませんが、直近の8月28日から9月3日までの感染者数は、県全体で709人、定点当たり15.09人、中讃保健所管内では244人、定点当たり16.27人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

コロナウイルス感染がまだ続いております。私もつい最近、知り合いの方の娘さんがICUに入り、お亡くなりになりました。このように私たちの身近で、本当に、コロナウイルスで若い命を落とすと、こういう風なことが身近に起こっています。これは他人事ではなく、本当にこれからそういう対策を町としても十分にとって頂きたいと思います。

最後になりましたが、2点目にCO2削減、そして、地球温暖化防止のための公用車の電動化、コミュニティバスの導入、運行による交通弱者の足の確保、また、伝建地区の指定、北前船の寄港地としての生活交通と町内観光の来訪者のための脱炭素社会での町役場を中心としたコミュニティバスの公共交通計画の検討及び地域の公共交通法定協議会を設立し、「人が動けば物が動く。お金が回る。」このように、町の循環型交通体系に見直す時期に来ていると思いますが、町の見解をお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の町の循環型交通体系の検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご提案のバスを始めとした公共交通機関は一度に多くの人を運ぶことが出来るため、1回の輸送当たりのCO2排出量が少ない輸送手段でございます。バスの他にも鉄道等の公共交通機関の利用を促進することは、脱炭素社会に向けた有効な取組であると考えております。

また「生活のための交通」のみならず、観光客の方も利用出来るようにすることで観光の利便性が向上し、地域経済の活性化にも繋がるものと考えられますが、「生活のための交通」と「観光のための交通」は、運行ルートや運行間隔に対するニーズが一致しない場合も多く、両立するためには多くの課題があります。

本町におきましては、昨今、運転免許証の自主返納が増加してきていること等を鑑み、まずは「生活のための交通」を検討すべきであると考えております。しかしながら、コミュニティバスにつきましては、導入に活用出来る国庫補助等の財源がないことや高齢者の方々は停留所まで歩くことが難しい点等を勘案し、現時点での最適な制度は高齢者福祉タクシー事業であるとして事業を実施しております。

また町内には、鉄道・フェリー・タクシーといった住民にとって欠かすことの出来ない公共交通機関がございますが、現在、公共交通は人口減少の進行による利用者の減少や運転士等の慢性的な不足を課題として抱えており、これらの課題は新たな公共交通の導入時においても課題となることから、今後の交通施策につきまして

は、新たな公共交通の導入のみならず、既存公共交通の確保・維持についても併せて検討していく必要があると考えております。

現在、県におきまして、仮称ではございますが「香川県地域公共交通計画」の策定が進められており、交通施策の検討につきましては、近隣市町を始めとした県内市町との協議や連携、情報収集等が必要であると考えておりますので、本年度中に策定される県の計画を勘案しながら、今後の交通施策の研究に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後でございますが、これは地域公共交通の具体化が問われている課題でもあり問題でもあります。今、我が多度津町は、ゼロカーボンシティ宣言を致しております。そして、大きくても変わらない自治体と違い、私たちのような小さな町は、地域の持つ自然資源を活用して、地域内での経済循環を実現出来る小規模自治体の優位性が自慢出来る訳でございます。そこで令和4年度を見ますとこの福祉タクシーを利用しているというのが3万1,856枚、つまり500円券で20枚ですが1,592.8人が利用していることになっております。タクシーが1,592万8,000円でございます。そして「チョイ来た号」が81万5,291円でございます。合わせますと1,674万3,291円が支出をされている訳でございます。これは、鹿児島県の指宿市と比べましても、大きな金額になっております。こういう意味におきまして、年間委託料なり、あるいは予約型の乗り合いタクシーをしてでも有料にはなりますけれども、このようなことを是非考えていかなければ、町役場も遠いという皆さんの切実な声もあります。そういう意味におきまして、是非これを実現して頂きたいと思っております。因みに、このコミュニティバスの運行、あるいは公共交通計画の検討及び法定協議会を設立して頂きたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ご協力有難うございました。